

京都市告示第264号

生活保護法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「改正法」という。）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号（改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成23年10月12日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
さいわい病院	伏見区向島四ツ谷池5番地	平成23年9月16日
医療法人京樹会 京樹会 四条烏丸耳鼻咽喉科	中京区烏丸通蛸薬師下る手洗水町6 52番地 親友会烏丸ビル5階	平成23年10月1日
梶田泌尿器科クリニック	中京区烏丸蛸薬師下る手洗水町65 2番地 親友会烏丸ビル5階	平成23年10月1日
医療法人財団康生会 京 都駅前武田透析クリニッ ク	下京区東洞院通七条下る二丁目東塩 小路町606番地の3 三旺京都駅 前ビル5階, 6階	平成23年10月1日
しげまりこ皮膚科クリニ ック	左京区松ヶ崎六ノ坪町4番地の5 ランブラス松ヶ崎1階	平成23年10月1日
おおにし耳鼻咽喉科クリ ニック	右京区太秦安井辻ノ内町19番地の 11	平成23年10月1日
石田内科医院	西京区山田中吉見町5番地の7	平成23年8月16日
リモデントラルクリニック	中京区東洞院通四条上る阪東屋町6 67番地の1 プラスパー河野ビル 4階	平成23年10月1日

名 称	所 在 地	指定年月日
まるや薬局	中京区高倉通三条下る丸屋町166番地の2	平成23年9月1日
スギ薬局 アルプラザ醍醐店	伏見区醍醐高畑町1番地の37 アルプラザ醍醐2階	平成23年9月1日
ひさぎ調剤薬局	伏見区桃山町山ノ下23番地の11	平成23年9月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)